

広島労働局発表  
令和7年6月19日

報道関係者 各位

(照会先)

広島労働局雇用環境・均等室

室長 林 未央

室長補佐(指導担当) 重弘 拓也

担当者: 三澤

電話: 082-221-9247

### くるみん企業を認定しました!

広島労働局(局長 小沼 宏治)は、この度、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん企業」(子育てサポート企業)として **中外テクノス株式会社** を認定しました。

今回の認定により、県内のくるみん企業は**90社**となりました。

県内の「くるみん企業」(子育てサポート企業)が県民に広く知られるよう、取材・報道をよろしくお願いします。

#### ～くるみん認定企業～

令和7年6月11日認定

・中外テクノス株式会社(広島市 技術サービス業)  
代表取締役 福馬 聡之



#### 【添付資料】

別添1: 認定企業の実施内容

別添2: 認定基準

別添3: 県内の認定企業一覧

## 《くるみん認定企業の取組内容》



### 中外テクノス株式会社（広島市）

業 種：技術サービス

労働者数：1,103人（男性：882人 女性：221人）

計画期間：令和2年4月1日～令和6年8月31日

#### ◆行動計画における目標◆

##### ●目標

- ・計画期間において、配偶者が出産した男性社員に対する育児休業取得者の割合を7%以上（10名以上）とする

H30年9月1日～H31年8月31日に配偶者が出産した男性社員数27名に対し  
 $27名 \times 7\% = 1.89人 \div 2名$ とし、 $2名 \times 5年間 = 10名$

現状：H31年4月1日～令和2年3月31日まで1名のみ取得

#### ◆主な取組内容◆

##### ●対策1

- ・男性も育児休業が取得できることを周知するため、社内報や電子掲示板で制度の周知を図る

⇒実施時期：令和5年2月～ 社内報（令和5年新年号）

##### ●対策2

- ・管理職に男性の育児休業についての理解と協力を求めるため、会議等で周知する。

⇒実施時期：令和2年2月～ 総務部より「男性社員の育児休業の促進について」の状況報告と協力を求める社内周知

#### ◆計画期間における育児休業等の取得状況◆

●男性：計画期間における育児休業等の取得 35名（48%）

●女性：計画期間における育児休業等の取得 13名（100%）

## 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業一覧（広島県）

都道府県	企業名	所在地	認定年	認定回数	プラス認定年	プラス認定回数
広島県	アヲハタ株式会社	竹原市	2008年・2011年・2016年・2021年	4		
広島県	株式会社イズミ	広島市	2017年	1		
広島県	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国	広島市	2014年	1		
広島県	株式会社エフビコ	福山市	2008年	1		
広島県	株式会社エブリイ	福山市	2017年	1		
広島県	株式会社オオケン	広島市	2014年	1		
広島県	株式会社オーザック	福山市	2015年	1		
広島県	医療法人社団大谷会	江田島市	2012年・2015年	2		
広島県	オタフクソース株式会社	広島市	2007年	1		
広島県	オタフクホールディングス株式会社	広島市	2007年	1		
広島県	社会福祉法人尾道さつき会	尾道市	2012年	1		
広島県	極東興和株式会社	広島市	2014年	1		
広島県	呉信用金庫	呉市	2016年	1		
広島県	医療法人社団恵愛会	広島市	2016年	1		
広島県	持続未来株式会社	広島市	2014年	1		
広島県	株式会社サンキ	広島市	2010年・2017年	2		
広島県	社会福祉法人慈照会	三次市	2014年	1		
広島県	医療法人社団樹章会本永病院	東広島市	2018年	1		
広島県	新川電機株式会社	広島市	2014年	1		
広島県	医療法人社団住吉医院	呉市	2016年	1		
広島県	株式会社誠和	尾道市	2014年	1		
広島県	医療法人社団せがわ会	山県郡	2014年	1		
広島県	総合運送有限会社	福山市	2009年	1		
広島県	ダイキョーニシカワ株式会社	東広島市	2021年	1		
広島県	医療法人辰川会	福山市	2020年	1		
広島県	株式会社タニシ企画印刷	広島市	2017年	1		
広島県	社会保険労務士法人たんぼぼ会	広島市	2015年	1		
広島県	中国電力株式会社	広島市	2021年	1		
広島県	中国電力ネットワーク株式会社	広島市	2021年	1		
広島県	中国労働金庫	広島市	2020年・2023年	2		
広島県	ティーエスアルフレッサ株式会社	広島市	2022年	1		
広島県	有限会社デイズ	府中市	2013年	1		
広島県	デリカウイング株式会社	廿日市市	2009年	1		
広島県	デルタ工業株式会社	安芸郡	2016年	1		
広島県	有限会社トラスト調剤	広島市	2019年	1		
広島県	日東製網株式会社	福山市	2020年	1		
広島県	日本ロードテック株式会社	広島市	2019年	1		
広島県	日本基準寝具株式会社	広島市	2022年	1		
広島県	株式会社日本斎苑	広島市	2021年	1		
広島県	医療法人社団博愛会	東広島市	2013年	1		
広島県	社会福祉法人白寿会	呉市	2015年	1		
広島県	株式会社原青果	広島市	2015年	1		
広島県	株式会社ピーエムシー企画	広島市	2014年	1		
広島県	広島ガス株式会社	広島市	2022年	1		
広島県	広島化成株式会社	福山市	2019年	1		
広島県	株式会社広島銀行	広島市	2007年・2009年・2011年・2015年・2021年	5		
広島県	広島スバル株式会社	広島市	2015年	1		
広島県	国立大学法人広島大学	東広島市	2010年	1		
広島県	広島テレビ放送株式会社	広島市	2014年	1		
広島県	公益財団法人広島平和文化センター	広島市	2014年	1		
広島県	株式会社ヒロタニ	東広島市	2015年	1		
広島県	株式会社ヒロテック	広島市	2019年	1		
広島県	株式会社フジ	広島市	2008年	1		
広島県	株式会社福屋	広島市	2007年	1		
広島県	株式会社ブレコ	広島市	2017年	1		
広島県	株式会社ブローバホールディングス	広島市	2023年	1		
広島県	ホシザキ中国株式会社	広島市	2016年	1		
広島県	ひろぎんITソリューションズ株式会社	広島市	2019年	1		
広島県	マツダ株式会社	安芸郡	2007年	1		
広島県	株式会社マツダE&T	広島市	2009年・2012年	2		
広島県	マツダエース株式会社	安芸郡	2012年・2015年	2		
広島県	マツダロジスティクス株式会社	広島市	2011年	1		
広島県	宮地ナショナル株式会社	尾道市	2013年	1		
広島県	ミリアグループ株式会社	広島市	2016年	1		
広島県	社会福祉法人優輝福祉会	庄原市	2012年	1		
広島県	社会医療法人里仁会	三原市	2013年	1		
広島県	リョービ株式会社	府中市	2008年・2019年	2		
広島県	青山商事株式会社	福山市	2021年	1		
広島県	株式会社サタケ	東広島市	2023年	1		
広島県	大宮工業株式会社	福山市	2023年	1		

## 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業一覧（広島県）

都道府県	企業名	所在地	認定年	認定回数	プラス認定年	プラス認定回数
広島県	株式会社中国新聞社	広島市	2023年	1		
広島県	豊国工業株式会社	東広島市	2023年	1		
広島県	社会福祉法人アンダンテ	福山市	2023年	1		
広島県	株式会社ワイザーリンクージ	福山市	2023年	1		
広島県	株式会社日本クライメイトシステムズ	東広島市	2023年	1		
広島県	株式会社外林	福山市	2024年	1		
広島県	テラル株式会社	福山市	2024年	1		
広島県	ヨシワ工業株式会社	安芸郡海田町	2024年	1		
広島県	中電技術コンサルタント株式会社	広島市	2024年	1		
広島県	株式会社中電工	広島市	2024年	1		
広島県	広島信用金庫	広島市	2024年	1		
広島県	復建調査設計株式会社	広島市	2024年	1		
広島県	株式会社イズミテクノ	広島市	2024年	1		
広島県	丸善製薬株式会社	尾道市	2024年	1		
広島県	社会福祉法人若葉	尾道市	2025年	1		
広島県	株式会社こっこー	呉市	2025年	1		
広島県	福山ステールセンター株式会社	福山市	2025年	1		
広島県	株式会社大宝組	尾道市	2025年	1		

令和7年  
4月1日から

新たな10年がスタート！

次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。

## 1 行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付け

- 育児休業等の取得状況及び労働時間の状況把握
- 改善すべき事情の分析

- 行動計画の策定・変更
- 社内周知
- 外部への公表

- 都道府県労働局への届出

- 計画の実施

- 計画終了・効果の測定

行動計画の策定又は変更を行う際には、**育児休業等の取得状況**（※1）、**労働時間の状況**（※2）を把握するとともに、**育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定が義務付けられます。**

（※1）男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」

（※2）フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間（高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者については、健康管理時間）

### ◆PDCAサイクルの確立

※令和7年4月1日以降に策定又は変更する行動計画から義務の対象です。

認定基準を満たした場合

厚生労働大臣による認定  
（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん）

## 2 認定基準の見直し（認定種類別の認定基準全体は、p.2～p.3でご確認ください。）

### くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準<共通>

#### ○女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（認定基準6）

女性労働者の育児休業等取得率	75%以上
育児休業等を行うことができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率	基準なし → <b>75%以上</b>

#### ○成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し（認定基準8）

①所定外労働の削減 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備	→	① <b>男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸</b> ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備
---	---	--

### くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準<認定種類別>

#### ○男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準5）

	男性労働者の育児休業等取得率		男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率
トライくるみん	7%以上 → <b>10%以上</b>	又は	15%以上 → <b>20%以上</b>
くるみん	10%以上 → <b>30%以上</b>		20%以上 → <b>50%以上</b>
プラチナくるみん	30%以上 → <b>50%以上</b>		50%以上 → <b>70%以上</b>

#### ○働き方の見直しに係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準7）

雇用する全てのフルタイム労働者1人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数	トライくるみん	45時間未満
	くるみん	45時間未満 → <b>30時間未満（全てのフルタイム労働者）又は45時間未満（25～39歳のフルタイム労働者）</b>
	プラチナくるみん	

#### ○能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し（プラチナくるみん認定基準10）

プラチナくるみん	女性労働者を対象とした取組 → <b>労働者を対象とした取組</b>
----------	------------------------------------



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

## トライくるみん、くるみん認定基準

トライくるみん (旧基準達成) 	新しいトライくるみん (新基準達成)  ※新たなマークには認定年の後ろに「(2025年度基準)」と記載されます。	くるみん (旧基準達成) 	新しいくるみん (新基準達成)  ※新たなマークには認定年の後ろに「(2025年度基準)」と記載されます。
1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。			
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。			
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。			
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。			
5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が <b>10%以上</b> (旧基準：7%以上) であること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて <b>20%以上</b> (旧基準：15%以上) であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。	5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が <b>30%以上</b> (旧基準：10%以上) であり、当該割合を「 <b>両立支援のひろば</b> 」で公表していること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて <b>50%以上</b> (旧基準：20%以上) であり、当該割合を「 <b>両立支援のひろば</b> 」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。		
<b>＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞</b> 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人)でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。			
① 計画期間内に、 <b>子の看護等休暇</b> (旧基準：子の看護休暇) を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。 ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。 ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が <b>10%以上</b> (旧基準：7%以上) であること。 ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。	① 計画期間内に、 <b>子の看護等休暇</b> (旧基準：子の看護休暇) を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、かつ、 <b>当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。</b> ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、 <b>当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。</b> ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が <b>30%以上</b> (旧基準：10%以上) であり、 <b>当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。</b> ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、 <b>当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。</b>		
6. 計画期間における、 <b>女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上</b> (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であること。	6. 計画期間における、 <b>女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上</b> (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であり、 <b>当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。</b>		
<b>＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞</b> 計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、 <b>女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上</b> (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であれば基準を満たす。			
(旧基準7.) 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。 <span style="float: right;">※廃止(経過措置はp.4上段参照)</span>			
7 (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。 (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。 (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。	7 (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の <b>(1)または(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしていること。</b> (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 <b>30時間未満</b> (旧基準：45時間未満) であること。 (2) <b>フルタイムの労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。(新設)</b> (3) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。 (旧基準：計画期間の終了日の属する事業年度において上記(1)の旧基準と(3)のいずれも満たしていること。)		
8 (旧基準9). 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。			
① <b>男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置</b> (旧基準：所定外労働の削減のための措置) ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置			
9 (旧基準10). 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。			

## プラチナくるみん認定基準

プラチナくるみん



1～4. トライくるみん、くるみん認定基準1～4と同一

5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が **50%以上** (旧基準：30%以上) であること。

(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて **70%以上** (旧基準：50%以上) であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

### ＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合（男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人）でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

① 計画期間内に、**子の看護等休暇** (旧基準：子の看護休暇) を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。

② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が **50%以上** (旧基準：30%以上) であること。

④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

6. トライくるみん認定基準6と同一

(旧基準7.) くるみん認定旧基準7と同一 ※廃止（経過措置はp.4上段参照）

※くるみん認定基準と同様の改正が、プラチナくるみん認定基準においても行われました。  
(詳細はp.2のくるみん認定基準参照)

7 (旧基準8). くるみん認定基準7 (旧基準8) と同一

8 (旧基準9). 次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。

① **男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置** (旧基準：所定外労働の削減のための措置)

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

9 (旧基準10). 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育児休業等を利用している者を含む）している者の割合が90%以上であること。

(2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者（子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む）の割合が70%以上であること。

### ＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞

計画期間中に(1)が90%未満かつ(2)が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上であれば、基準を満たす。

10. 育児休業等をし、または育児を行う**労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで**活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

(旧基準11.) 育児休業等をし、または育児を行う**女性労働者が就業を継続し、**活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

11 (旧基準12). トライくるみん、くるみん認定基準9 (旧基準10) と同一

○プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度（事業年度＝各企業における会計年度）の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

・1回目の公表は、プラチナくるみん認定取得後おおむね3か月以内

・2回目の公表は、公表前事業年度終了後おおむね3か月以内

に行ってください。

厚生労働省運営のウェブサイト「**両立支援のひろば**」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)

【各種情報を検索・閲覧】

○一般事業主行動計画公表サイト：策定した一般事業主行動計画を公表したり、他社の計画を閲覧できます。

○両立診断サイト：自社の両立支援の取組状況をチェックしたり、他社の取組を閲覧できます。

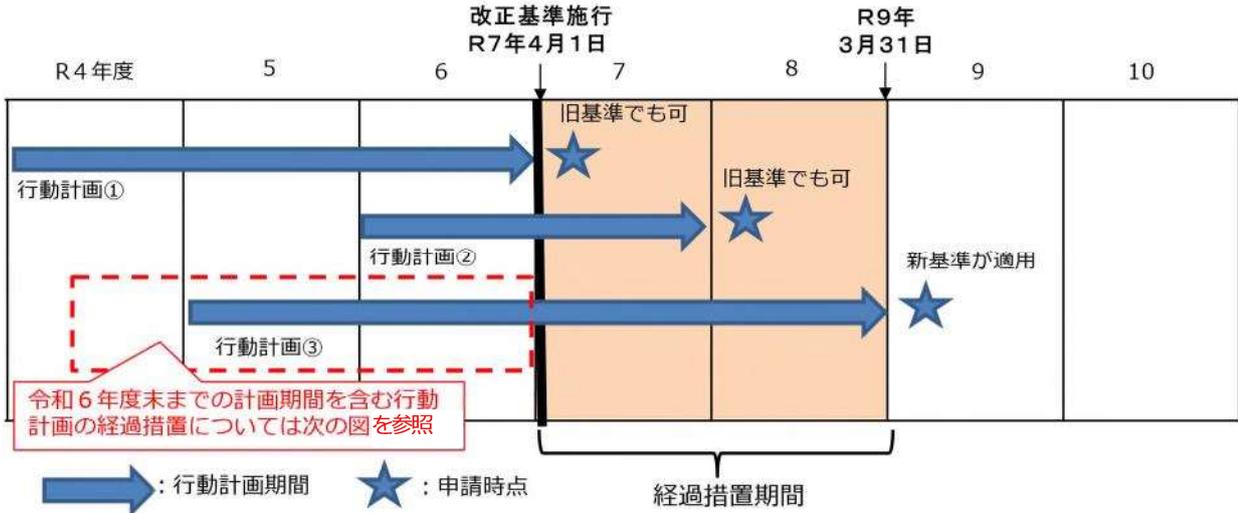
○その他、両立支援に取り組む企業の取組事例やお役立ち情報を掲載したQ&A集の検索ができます。

ぜひご利用ください。

認定申請に関する経過措置

【令和7年4月から2年間の認定基準の経過措置】：改正前の旧基準達成による認定

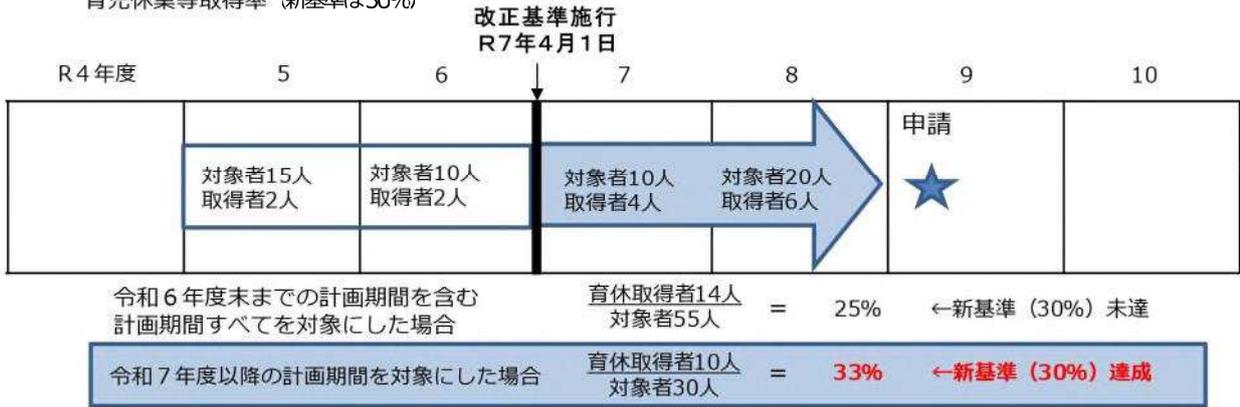
計画期間の時期にかかわらず、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。この場合に付与されるくるみん及びトライくるみん認定マークは旧基準達成による認定マークとなります。



【令和6年度末までの計画期間を含む行動計画の経過措置】：改正後の新基準達成による認定

施行後の取組を評価するため、令和6年度末までに開始した行動計画で令和7年度以降に認定申請を行う場合は、令和6年度末までの計画期間を含めず、令和7年度以降の計画期間を基準算出のための計画期間とみなすことができます。この場合に付与される認定マークは新基準達成による認定マークとなります。

【例】くるみん認定申請に係る計画期間が令和5年度から8年度までの4年間であった場合の男性労働者の育児休業等取得率 (新基準は30%)



⇒ 令和7年度以降の計画期間での新基準達成により、新しいくるみんマークの申請が可能

【プラチナくるみん認定の取消に関する経過措置】

プラチナくるみんは、認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても旧基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

◆詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11367.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html)

くるみん認定・プラチナくるみん認定等を受けると次の制度を活用できます。

- 公共調達における加点評価
- くるみん助成金 (こども家庭庁)
- 賃上げ促進税制 (経済産業省)
- 働き方改革推進支援資金 ((株)日本政策金融公庫)

詳細は



お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部 (室) へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3805
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

令和6年12月作成 リーフレットNO.18